



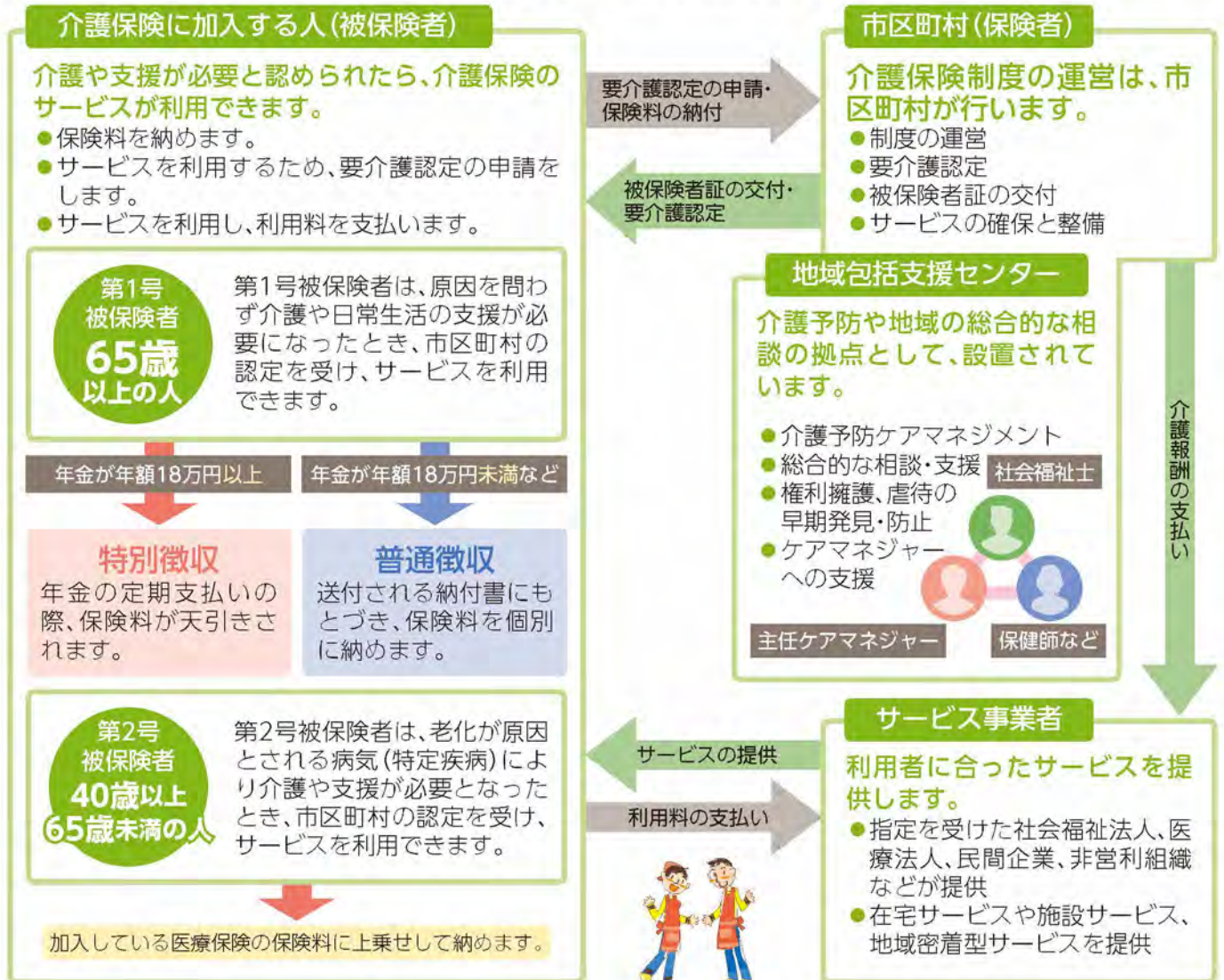
福祉・健康

▶介護保険制度

☎ 保健福祉課長寿介護室 ☎38-2652

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上の方は、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



広告

社会福祉法人
愛寿会

高齢者総合福祉施設
瀬戸あいじゅ

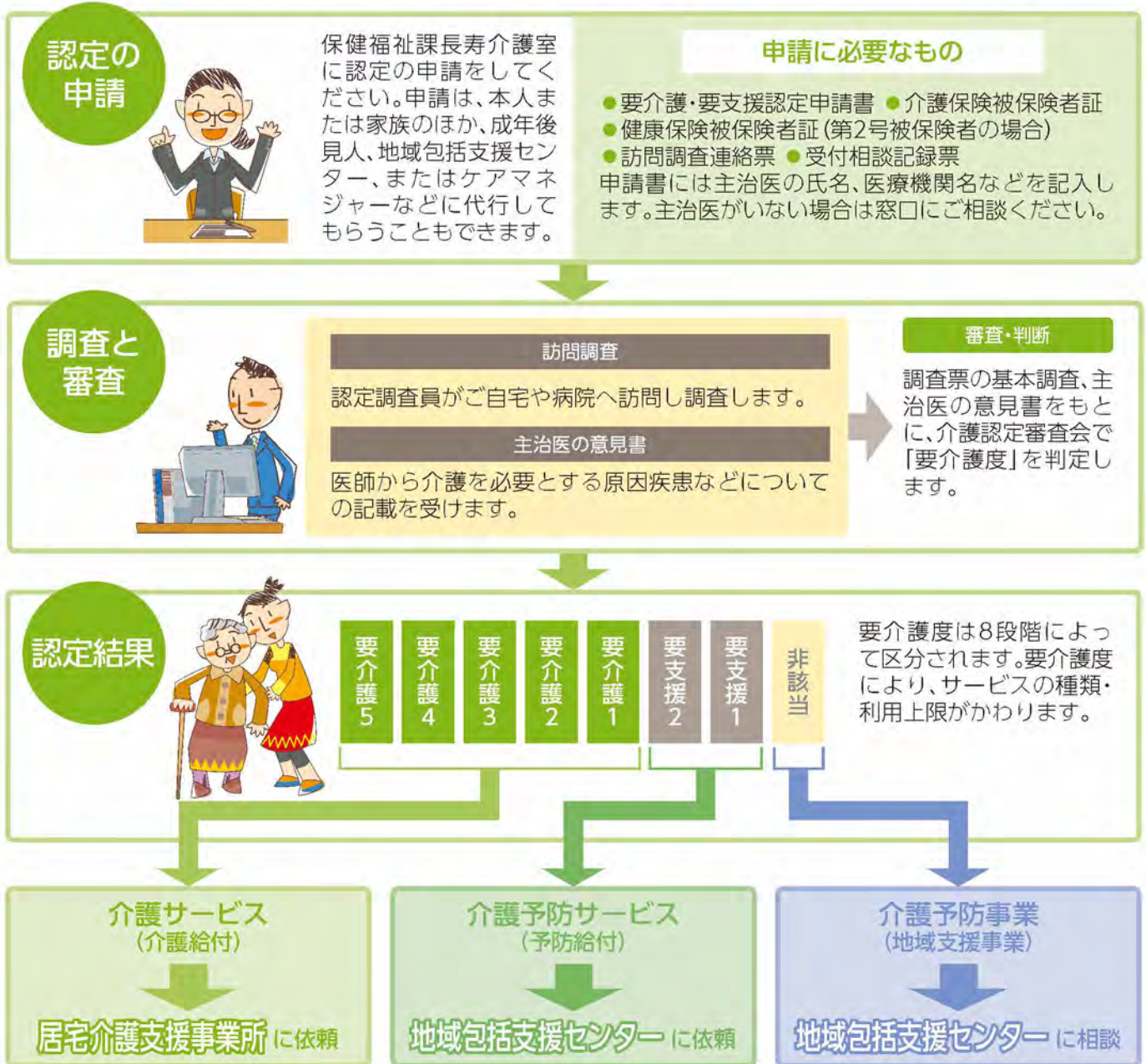
愛媛県西宇和郡伊方町川之浜594番地
TEL (0894) 53-0622(代)



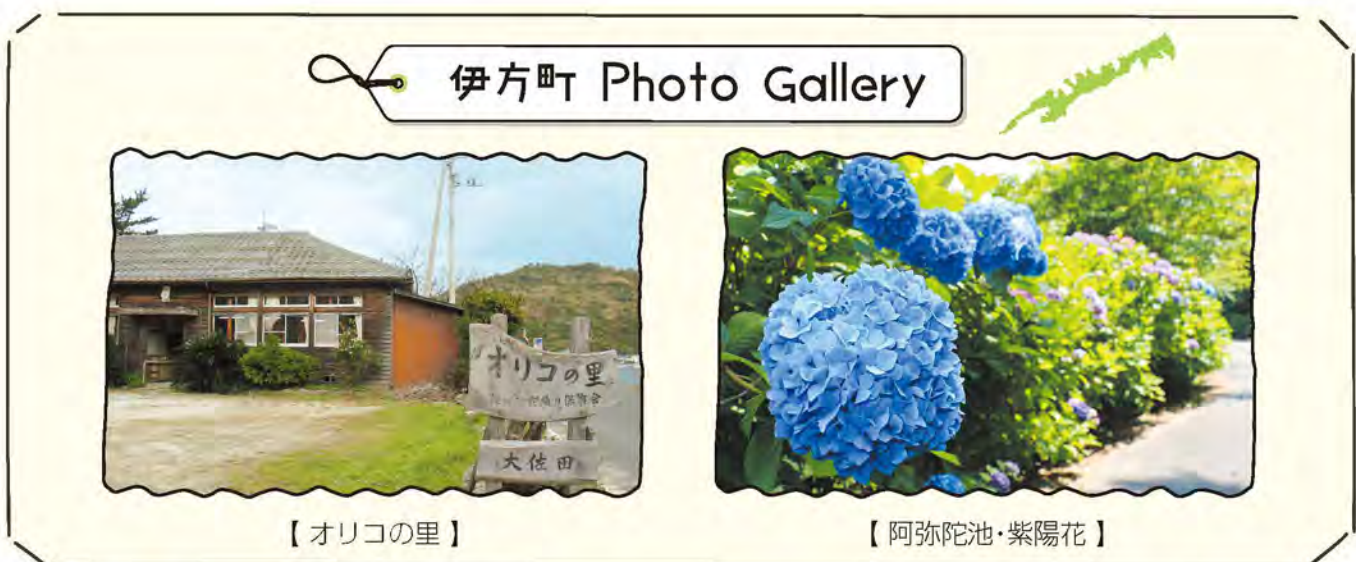
▶要介護認定までの流れ

問 保健福祉課長寿介護室 ☎38-2652

サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。



福祉・健康



▶介護保険サービス



介護保険サービスには、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスがあります。

①～⑩は事前にケアマネジャーに相談、⑪～⑯は直接施設に相談となります。

自宅で受ける



①訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、排泄の介助や、掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。

②訪問入浴介護

移動入浴車で家庭を訪問し、介護士と看護師が入浴の介助を行います。

③訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

④訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問しリハビリテーションを行います。

施設に通う



⑤通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターなどに通所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。

⑥通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上の機能訓練などを日帰りで行います。

短期の入所



⑦短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)

福祉施設に短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。日常の「生活介護」と医療上のケアを含む「療養介護」があります。

☎ 保健福祉課長寿介護室 ☎38-2652

介護環境を整える



⑧福祉用具貸与

日常生活の自立を援助するための福祉用具をレンタルするサービスです。器具により要介護度の設定があります。

⑨福祉用具購入

特定介護予防福祉用具を、指定された事業者から購入したときに購入費(上限あり)が支給されます。

⑩住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に改修費用(上限あり)が支給されます。改修前に申請が必要です。

施設サービス



⑪介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活に常時介護が必要で、自宅での適切な介護が困難な人が入所します。

⑫介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護・介護・機能訓練を行い家庭への復帰を支援します。

⑬介護療養型医療施設(療養病床等)

長期にわたる療養や介護が必要な人のための医療機関の病床で、医療・療養上の看護などが受けられます。

地域密着型サービス



住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性に応じたサービスが受けられます。サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。

⑭小規模多機能型居宅介護

⑮地域密着型特定施設入居者生活介護

⑯認知症対応型共同生活介護(グループホーム)



福祉・健康



▶地域包括支援センター

☎ 地域包括支援センター ☎38-2652

高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、地域包括支援センターでは介護予防対策として高齢者の状態に応じた介護サービスなど、さまざまなサービスを提供しています。

総合相談

高齢者の介護、健康、暮らしにかかわる心配や相談、問題に対応します。

介護予防地域支援事業

- **介護予防教室**
高齢者の筋力アップ、認知症予防のための教室を開催しています。
- **介護者のつどい**
在宅介護をしている家族を対象にした学習会や交流会を開催しています。

介護予防ケアマネジメント

要支援者・事業対象者を対象に介護予防ケアプランを作成します。

権利擁護

高齢者の虐待に関する相談や金銭管理、成年後見人制度の紹介、利用支援を行っています。

包括的・継続的ケアマネジメント

適切なサービスの提供と住みやすい地域づくりを支援します。

これからもこの街で
暮らしていきたい



▶その他高齢者福祉

☎ 伊方町社会福祉協議会 ☎38-2360

ふれあいいきいき支援事業

ふれあいいきいきサロンの運営支援、老人クラブ活動の支援などを行っています。

▶障がい者福祉

☎ 保健福祉課福祉対策室 ☎38-0217

障がいのある人の福祉サービス

障害福祉サービスは、障害者手帳をお持ちの人が対象のサービスです。身体障害者手帳、療育手帳の取得については保健福祉課福祉対策室へ。精神障害者保健福祉手帳の取得については中央保健センター(☎38-1811)へ。

身体障害者手帳

身体の機能障害の種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

療育手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障害程度の区分はA最重度、A重度、A中度、B中度、B軽度があります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

こんな時は届け出を！

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障害程度が変わったとき(再申請により障害等級が変更することがあります)
- 本人が死亡したとき

■各手当

障がいのある人および障がいのある児童を家庭で監護している人に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。

伊方町 Photo Gallery



【レッドウィングパーク桜】

広告

アライグループ
障がいのある方、
それぞれの夢を叶える支援を。

株式会社
夢・たまご
大洲市平野町野田乙961番地1

一般社団法人
夢ノ杜福祉会
yume-no-mori
大洲市平野町野田1514番地

TEL .0893-24-3360
FAX .0893-23-9367



サービス一覧

問 保健福祉課福祉対策室 ☎38-0217

以下の支給・サービスを受けるには申請が必要です。なお、自己負担は原則1割負担ですが、世帯の課税状況によって負担上限額が決められています。

身 身体障害者手帳 **療** 療育手帳 **精** 精神障害者保健福祉手帳

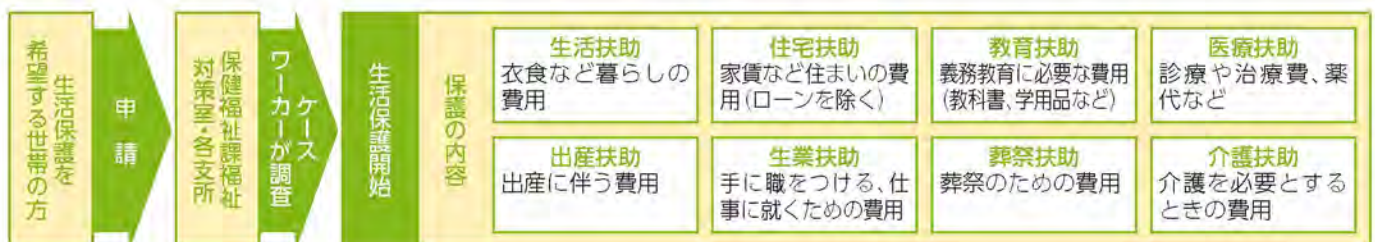
※各種手帳をお持ちでない人も、サービスを利用できる場合がありますので、ご相談ください。

サービスの種類	内 容	お持ちの手帳が対象となるサービス									
補装具費の支給	支給要件に該当する人に対して、補装具(補聴器、義足、義肢、車いすなど)の購入費または修理費の支給を行います。	身	療								
日常生活用具の給付	支給要件に該当する人に対して、日常生活用具[介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅医療等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費]の支給を行います。	身	療	精							
自立支援医療費(更生医療)の支給	支給要件に該当する人(18歳以上)が、その障がいを軽減し、日常生活能力を回復するために必要な医療費を支給します。	身									
自立支援医療費(精神通院医療)の支給	在宅精神障害者の医療の確保を容易にするため、通院医療費を支給します。										
自立支援給付(障害福祉サービス)および地域生活支援事業	障がいのある人々が、障がいの種別(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、必要とするサービスを利用できるよう、障がいの程度や社会活動、介護者や住居などの状況をふまえ、必要な支援を行います。	身	療	精							
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)</td> <td>日中活動系サービス</td> <td>療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援など</td> </tr> <tr> <td>居住系サービス</td> <td>施設入所支援・共同生活援助(グループホーム)など</td> </tr> <tr> <td>訪問系サービス</td> <td>居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護・短期入所(ショートステイ)など</td> </tr> </table>				障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)	日中活動系サービス	療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援など	居住系サービス	施設入所支援・共同生活援助(グループホーム)など	訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護・短期入所(ショートステイ)など
	障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)					日中活動系サービス	療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援など				
						居住系サービス	施設入所支援・共同生活援助(グループホーム)など				
訪問系サービス		居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護・短期入所(ショートステイ)など									
地域生活支援事業	日中一時支援事業・移動支援事業等・自動車運転免許の取得費および自動車改造費の助成など										
障害児通所サービス	<p>児童発達支援………小学校就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。</p> <p>放課後等デイサービス…学校(幼稚園、大学除く)に就学中の障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。</p>										
各種割引制度	身体・精神障害者手帳および療育手帳の交付を受けている人は、バス運賃やNHKの受信料などの割引が受けられます。 ※障がいの種類、程度によっては受けられる制度が異なります。	身	療	精							

生活保護

問 保健福祉課福祉対策室 ☎38-0217

病気・失業などのために、日常生活が困難となり、資産・多種援助制度などを活用しても最低限度の生活を維持することができない世帯に、健康で文化的な生活ができるよう援助を行うとともに、その自立を助長することを目的としています。



▶住民健診

問 中央保健センター ☎38-1811

伊方町では、下記のとおり各種健康診査を実施します。

区分	対象者	内容	個人負担金等	
(特定)健康診査	19歳以上	血圧・体重測定、血液検査・心電図等	集団検診(無料) 個別検診(無料) ※40歳未満は集団検診のみ実施	
肝炎ウイルス検診	40歳になる方、他	(特定)健康診査時の血液検査で分かります。	無料	
前立腺がん検診	50歳以上の男性		1,000円	
結核・肺がん検診	40歳以上	デジタル検診CR CT	300円 1,000円	70歳以上および国保加入者は無料
胃がん検診	40歳以上	胃部X線検査	各500円	
大腸がん検診	40歳以上	便潜血検査		
子宮(頸)がん	20歳以上	膣頸管細胞診	無料	
	20~69歳	HPV検査	1,000円	
子宮(体)がん	50~69歳	超音波(子宮内膜)	1,000円	
乳がん検診	40歳以上	マンモグラフィー(二方向)	1,000円	節目年齢の女性は無料
	19~39歳	乳房超音波検診	1,000円	
骨粗しょう症検診	19歳以上	骨密度測定(超音波)	1,000円	節目年齢の女性は無料

▶その他の保健事業

問 中央保健センター ☎38-1811

高齢者のための保健事業

■事業内容

健康教育	生活習慣病予防等に関する健康・栄養・運動の講話および実習
健康相談	糖尿病などの生活習慣病や健康診査で指導や支援が必要な人へ保健師や栄養士による健康・栄養・運動に関する相談
訪問指導	糖尿病などの生活習慣や健康診査で保健指導や支援が必要な人へ保健師・栄養士による訪問指導
食生活改善推進員活動事業	食生活改善の普及・啓発研修
インフルエンザ予防接種	65歳以上の人および60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器などに重度の疾患がある人(身体障害者手帳1級相当)の希望者に対し一部自己負担で実施
健康手帳の交付	健康の保持増進のために必要な事項を記載する(希望者に交付)

このほかにも、保健センターでは健康や栄養、運動に関する教室や相談などを行っています。詳しい内容や日程は、毎月発行する広報紙に掲載しています。

精神保健福祉事業

■事業内容

家庭訪問	保健師等による心の健康などに関する訪問相談、指導
精神相談	保健師等による訪問、面接相談、電話相談
心の健康相談	精神科医師・保健師等による相談を通じて心の悩みや不安の解消を図るとともに、精神疾患・認知症などに関する正しい理解を得る

その他

■事業内容

献血	移動献血車により町内で実施
在宅当番医(休日当番医)	日曜・祝日・お盆・年末年始は、当番制で診療しています

